

令和8年度

西城川漁業協同組合 漁場案内

- 漁業権設定区域
- 本川
 - 国道・地方道
 - 友釣専用区
 - 種鮎販売
 - 昇降路位置
 - やまめ放流区域 (やまめ解禁日～8月31日まで解禁)

■遊漁料 (内税) 《中学生以下は無料》

魚種	あゆ	漁具・釣法	竿釣・ちょんかけ・銚突	1日 3,300円 1年 9,900円
	こなぎ やまめ	手釣・竿釣・投釣・つけ針 銚突・すくい網 にぎりかき・うなぎかご		1日 3,300円 1年 5,500円
投網				1日 3,300円 1年 11,000円

※女性と身体障害者福祉法第4条に規定する身障者は、1/2の額とする

庄原里山ラフティング
 開催期間: 4/28～10/31
 期間中の9:30～16:00の間に、午前と午後の2回、ラフティングポートを運行する場合がございます。ポートが通過する際には、安全かつスムーズな運行が行えるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先
西城川漁業協同組合
 庄原市川手町54の1
TEL:0824-72-0673
FAX:0824-72-7154
 [ホームページ] <http://saijo-gyokyo.com/>
 フェイスブックページ「西城川漁業協同組合」

解禁 ★解禁日前の場所とりは、禁止いたします

やまめ 4月1日(水)午前5時から8月31日まで
 鮎釣 6月13日(土)午前8時から
 投網 7月15日午前5時から
 (友釣専用区は8月1日午前5時から、ちょんかけ、銚突も同時解禁)

投網・ちょんかけ 8月1日午後7時から
 銚突(夜間)
 目刺・瀬張 8月1日午前5時から
 友釣専用区 6月13日午前8時から7月31日まで

*鮎友ルアー使用可能



- オオクチバス、コクチバス、ブルーギルのリリースはしないで下さい!!
- 下りウナギ(全長30cmを超えるニホンウナギ)の保護にご協力をお願いします。※10月1日～3月31日 採捕禁止

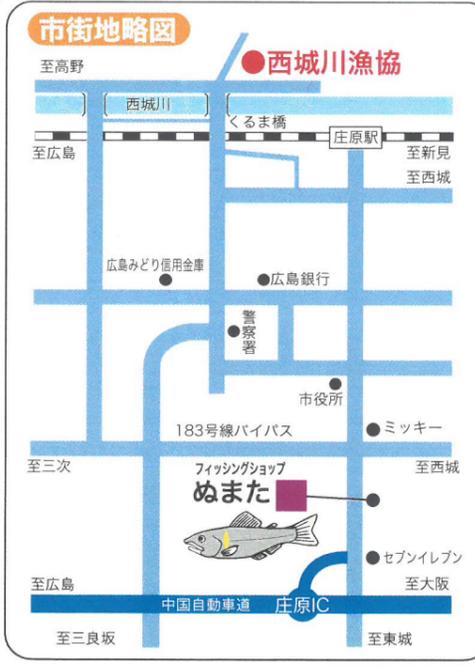
アプリで遊漁券が買えます

24時間どこでも遊漁券購入

FISH PASS

購入はコチラから

※半額鑑札は販売所で



■遊漁承認証販売所 ●は種鮎売場

西城川漁業協同組合	庄原市川手町	TEL(0824)72-0673
●フィッシングショップぬまた	庄原市新庄町	TEL(0824)72-1767
●大迫孝	庄原市川北町	TEL(0824)72-5432
●比婆の里	庄原市西城町	TEL(0824)82-2155
●田盛商店	庄原市西城町	TEL(0824)82-2156
●協栄商会	庄原市比和町	TEL(0824)85-2501
●鮎の里公園	庄原市口和町	TEL(0824)89-2244
(有)釣具店ミツヤ	三次市十日市中	TEL(0824)62-3285
かめや釣具三次店	三次市南畑敷町	TEL(0824)65-1091
(有)ささきつりぐ	広島市南区京橋2の1	TEL(082)261-4331
ツリグヤ瀬戸店	福山市瀬戸町山北	TEL(084)999-0482
お好みゆみちゃん	西城町中野	TEL(0824)82-2366
(株)フィッシュパス (アプリ専用)	福井県坂井市	TEL0776-67-7335

公 告

西城川漁業協同組合

令和八年度本組合漁業賦課金、入漁料並びに遊漁料及び解禁日を左記のとおり決定しましたから当組合地域内で漁業をされる場合は、所定の賦課金、入漁料並びに遊漁料を納入し期日を厳守せられ違反のないようご注意下さい。違反者は処罰されますのでご注意下さい。

一、賦課金並びに入漁料金・遊漁料金

賦課金を除き入漁料金は左記の通り。尚、料金に対して消費税十パーセント内税とします。

組合員	漁法	賦課金	入漁料	合計	漁法	賦課金	入漁料	合計
建網・曳網	きり川	一、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	瀬張網、目刺網	一、〇〇〇円	二二、一〇〇円	二三、一〇〇円
		一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	投網、鮎釣り外	一、〇〇〇円	八、八〇〇円	九、八〇〇円

遊漁料金は左記の通り、尚左記の料金に対して消費税十パーセント内税とします。

魚種	投 網 法	大人年券		日 券		中学生	小学生
		魚	法	魚	法		
あゆ	竿釣、ちよんかけ、鉾突	一、〇〇〇円	九、九〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	無料	禁止
こなご	手釣、竿釣、投釣、つけ針	五、五〇〇円		三、三〇〇円		無料	無料
うなぎ	鉾突、すくい網						
やまめ	にこりかき、うなぎかき						

入漁並びに遊漁上の注意事項

- 遊漁に際しては、電線や山からの転石、又足元の危険な石や毒蛇・熊などには充分注意して楽しく遊漁して下さい。遊漁中の事故については、当組合として一切の責任は負いません。
- 入漁中並びに遊漁中は、常に鑑札を携帯し監視員の求めに応じて呈示して下さい。
- 無鑑札にて遊漁中監視員が見廻った時は、正規の料金の外に五百円を附加した金額をお支払下さい。
- 入漁、遊漁の鑑札は本人しか使用できません。又、再発行も致しません。
- 空缶、空瓶、紙袋などは捨てないように持ち帰り、河川の美化にご協力下さいますようお願い致します。

二、ヤマメの解禁日、令和八年四月一日午前五時から同年八月三十一日迄

三、鮎解禁日、令和八年六月十三日午前八時から同年十一月三十日迄

四、投網漁法は、令和八年七月十五日午前五時以降とし、夜間の投網漁法は八月一日、十九時から解禁とする。ただし友釣専用区の西城川と比和川の合流点から上流新永原大橋までと庄原市高町五反瀬橋上流から西城町落合（小鳥原川と西城川の合流点の間）と庄原市掛田町明神瀬橋から庄原市川手町青木井堰までは八月一日午前五時以降とする。

五、建網、瀬張網、目刺網の漁法は、令和八年八月一日午前五時以降とする。

また九月一日より十一月三十日迄きり川漁の使用が出来る。

（但しきり川用おどしは、十月一日午前五時より設置したままでもよい。）

六、漁具・漁法の制限又は禁止関係

- 投釣、リール釣は一人三本以内とする。
- 濁かき、すくい網漁法は、八月一日以降とする。
- 水中に電流を通してなす漁法。
- 水中鉄砲。
- びん漬漁法（たらい漬を含む）。
- 瀬干漁法。（川の中で瀬が分かれている一方をせき止めて行う漁法。瀬替）
- 追込漁法（鳥の羽根使用）。
- チャグリ（コロガシ、カラガケ）は、一切使用を禁止する。
- 鉾突、ちよんかけ漁法は、投網漁法と同時解禁。
- ウナギかご使用は一人五個以内とする。

七、禁止区域

- 庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域
 - 庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域
 - 庄原市西城町油木地区内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域
 - 庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域
 - 庄原市西城町入江入江橋から上流二本桁川と大屋川合流点までの大屋川の区域
 - 庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域
 - 庄原市比和町須川上橋から上流熊原橋までの古頃川の区域
 - 庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域
 - 庄原市西城町法京寺橋から西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点までの区域では目刺網を周年禁止する。
- ※ (1) (8)については、九月一日から翌年三月三十一日迄一切の漁業を禁止する。

八、罰 則

- 爆発物及び有毒物を使用し魚類を採捕した場合並びにその魚類を所持し又は販売した場合は三年以下の懲役、又は二十万円以下の罰金、又は拘留又は科料に処せられます。（水質保法第二十六條）。
- 禁漁区内で魚類を採捕した場合は六月以下の懲役、若しくは十万円以下の罰金に処し、又は併科せられます。（広島県漁業調整規則第二十七條）。
- 員外者にして遊漁料を納入せずして当組合の区域内で魚類を採捕した場合は、十万円以下の罰金に処せられます。（漁業法第一四二条）。
- 組合員にして賦課金を納入せずして当組合の区域内で魚類を採捕した場合は除名に付せられます（定款第十五条の(2)）。
- 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又こわした者は十万円以下の罰金に処せられます。（漁業法第一四四条）。